

福島市障がい者活躍推進計画

令和2年3月

福島市

【消防本部】

I 策定にあたって（基本情報）

1 機関名

福島市消防本部

2 任命権者

福島市消防長

3 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 策定趣旨・課題

- 福島市消防本部においては、障がいのある職員に関して個別に対応しており、組織的な体制整備等は特段行っていませんでした。
- 今後は、職員の意識改革等を含めた取り組みを推進し、障がいのある職員が職場でより活躍できるよう「福島市障がい者活躍推進計画」を策定しました。本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでまいります。

「害」の表記については、原則として法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、平仮名で記載しています。

II 目標

- ・障がい者の活躍推進に関する理解を促進する

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取り組み

1 推進体制の整備

(1) 組織面

① 「障害者雇用推進者」の選任

福島市消防本部において、「障害者雇用推進者」として消防本部次長を選任します。

② 「福島市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」への参加

市長部局で設置する「福島市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」へ参加し、市としての取組状況を把握・検証します。

③ 障害者職業生活相談員の選任

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

④ 庁内相談窓口の設置

障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者が相談できる窓口を消防本部消防総務課に設置します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、総務部人事課内の保健師及び産業医とも連携を図ります。

(2) 人材面

① 障がいに関する理解促進

職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための資料について、広く閲覧を呼びかけます。

② 管理監督者向け研修の実施

市長部局で実施する管理監督者等を対象とした、障がい理解に関する研修を受講します。

2 職務の選定・創出等

障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握し、新たな業務の創出に努めながら、業務との適切なマッチングが図れるよう取り組みます。

① 管理監督者との面談の実施

所属の管理監督者による面談等を通じて、障がいのある職員の障がい特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進します。

② 在職中に障がい者となった職員への配慮

事故等により従来の業務遂行が困難となり、障がい者となった職員から相談があった場合には、過大な負担がかかることなく遂行できる職務の選定・創出について検討します。

3 環境整備等

◎ 職務環境の整備

車いすや義肢、装具等を利用する職員が、移動に支障のないよう執務スペースや動線の確保に努めます。

※なお、措置を講じるに当たっては、職場の過大な負担にならない範囲で障がい者からの要望を踏まえ、適切に実施します。

4 優先調達等

◎ 障がい者就労施設等への発注等

障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。